

## 第5章 行政訴訟事件

### 第1節 行政訴訟事件一覧

令和3年の行政訴訟事件の係属状況は、下表のとおり2件（うち1件新規）であり、翌年に繰越しとなった。

（令和3年12月31日現在）

福岡県労働委員会					福岡地方裁判所					福岡高等裁判所				
事件 番号	7条 号別	申立 年月日	終結 年月日	終結 事由	事件 番号	原 告	提起 年月日	終結 年月日	終結 事由	事件 番号	控 訴 人	提起 年月日	終結 年月日	終結 事由
29 (不) 8	123	29 ・ 11 ・ 22	30 ・ 11 ・ 13	全部 救済	30 (行ウ) 59	使 用 者	30 ・ 12 ・ 4	3 ・ 5 ・ 14	全部 認容 ※団交応 諾に関 する部 分は取 下げ	3 (行コ) 22	福 岡 県	3 ・ 5 ・ 26		
元 (不) 7	13	元 ・ 12 ・ 27	2 ・ 12 ・ 18	全部 救済	3 (行ウ) 3	使 用 者	3 ・ 1 ・ 14							

## 第2節 行政訴訟終結事件

### 平成30年（行ウ）第59号労働委員会救済命令取消請求事件

当委員会が、平成29年（不）第8号事件（申立人：X労働組合（以下「組合」という。）、被申立人：有限会社Y（以下「会社」という。））について、平成30年11月2日付けで、全部救済命令を発したところ、会社はこれを不服として、平成30年12月4日、福岡地裁に命令の取消しを求めて訴えを提起したものである。

命令のうち団交応諾に関する部分については、会社が請求を取り下げた。

令和3年5月14日、福岡地裁は、会社の請求を認容する判決を言い渡した。

#### 判決要旨

- 1 本件雇止めは、労働組合法7条1号の不当労働行為に該当しない。
  - (1) 会社においては、嘱託社員制度が設けられており、満60歳で定年退職となった従業員につき、嘱託社員として有期雇用契約を締結し、特段の問題がなければ、満65歳に至るまで雇用契約が更新される仕組みがあり、かつ、会社においてAの他に雇止めとなった嘱託社員がいなかったことが認められるから、Aには、本件雇用契約が更新されるものと期待することについて、合理的な理由があったと認められる。
  - (2) しかしながら、本件雇用契約後の事情、特に本件雇止め直前の6か月間の事情に着目すると、Aは、基本的な接客態度や安全運転の意識等において、タクシー運転手としての適格性におおいに疑問があることがうかがわれ、かつ指導に真摯に応じて改善する意欲が乏しかったものと認められる。会社において、本件雇用契約締結後1年間の事情を総合して、Aのタクシー運転手としての適格性がないと判断し、繰り返しの指導によっても改善できないとして、雇止めの判断をしたこと自体は、客観的に合理的な理由を欠き、又は社会通念上相当でないとはいえないというべきである。
  - (3) また、会社がAを雇止めするまでの間、組合と会社との間に深刻な対立関係があったとは認められず、会社の代表者が組合に対して嫌悪の情を持っていたことをうかがわせる事実も認められない。さらに、最低賃金の問題についても、組合は一般的に従業員の賃上げを要求するものにすぎず、会社に対して抜本的な賃金体系の改定を求めたり、労働基準監督署に対して申告したりするまでのことはしていなかったのであって、このような状況につき本件雇止め直前まで特段の変化は認められなかったものである。会社があえてこの時点で組合の弱体化を図る行動に出る必要性に乏しく、そのような意図を持っていたとも認め難い。
  - (4) ①Aが組合の執行委員長として、労働時間に応じた賃金を保障するよう強く会社に求めていた時期における雇止めであること、②会社において、嘱託再雇用契約を締結した者につき、A以外に雇止めになった事例がないこと、③本件雇止め後に、繰り返し団交を拒否したこと、④重大な非違行為を行ったC1及びC2に対する懲戒処分と比して、Aに対する雇止めは重きに失するものであること、⑤平成29年5月3日の乗客とのトラブルがあつてから、

会社が性急にAの雇止めを決定していること、⑥会社がAの再雇用時に、同人の定年退職前の事情については何ら問題としておらず、雇止めがあり得ることの警告もなかったこと等のいずれの事実についても、不当労働行為意思があったことを推認するには足りないというべきであり、会社による本件雇止めに不当労働行為意思があったとは認められない。

(5) なお、仮に会社に不当労働行為意思がなかったとまではいえないにしても、Aが組合員でなかったとしても本件雇止めが行われることは十分にあり得たものであり、不当労働行為意思を決定的動機として本件雇止めをしたものとは認められないから、本件雇止めは労働組合法7条1号の不当労働行為に該当するとは認められない。

2 本件雇止めは、労働組合法7条3号の不当労働行為に該当しない。

会社がAを雇止めしたことについては一定の合理性が認められ、本件雇止め当時、会社に組合を嫌悪・敵視する意思があったとは認められないことからすると、本件雇止めには正当な理由があり、組合に対する支配介入に当たるものではないというべきである。

したがって、会社による本件雇止めは、労働組合法7条3号の不当労働行為に該当するとは認められない。

## 第6章 緊急命令

令和3年の緊急命令申立事件の係属状況は、下表のとおり新規係属1件であった。この1件は、翌年に繰越しとなった。

(令和3年12月31日現在)

事件番号	関連事件番号	緊急命令 申立年月日	緊急命令申立事項	終結事由 終結年月日
3(行ク)6	福岡労委元(不)7 福岡地裁3(行ウ)3	3. 4. 28	救済命令主文第2項及び第3項に従うこと。(バックペイ)	

## 第7章 労働組合の資格審査

最近5年間の取扱件数は、次表のとおりである。

(単位:件)

年	区分 内訳	係 属			終 結				翌年への 繰越し
		前年からの 繰越し	新規申請	計	打切り 取下げ	適 合	不適合	計	
平成 29 年	委員推薦	0	11	11	0	11	0	11	0
	不当労働行為	1	3	4	2	2	0	4	0
	法人登記	0	0	0	0	0	0	0	0
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	14	15	2	13	0	15	0
平成 30 年	委員推薦	0	0	0	0	0	0	0	0
	不当労働行為	0	4	4	0	4	0	4	0
	法人登記	0	1	1	0	1	0	1	0
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	5	5	0	5	0	5	0
令和 元 年	委員推薦	0	9	9	0	9	0	9	0
	不当労働行為	0	2	2	0	2	0	2	0
	法人登記	0	0	0	0	0	0	0	0
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	11	11	0	11	0	11	0
令和 2 年	委員推薦	0	2	2	0	2	0	2	0
	不当労働行為	0	5	5	1	2	0	3	2
	法人登記	0	2	2	0	2	0	2	0
	総会決議	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	9	9	1	6	0	7	2
令和 3 年	委員推薦	0	14	14	1	13	0	14	0
	不当労働行為	2	3	5	1	2	2	5	0
	法人登記	0	0	0	0	0	0	0	0
	総会決議	0	1	1	0	1	0	1	0
	計	2	18	20	2	16	2	20	0

## **第8章 労調法第37条違反被疑事件**

本年は、労調法第37条違反被疑事件はなかった。

## **第9章 地方公労法第5条第2項の認定告示**

本年は、地方公労法第5条第2項の認定告示はなかった。

## **第10章 地方公労法第5条第3項の通知の受領**

本年は、地方公労法第5条第3項の通知の受領はなかった。

## **第11章 労働協約の拡張適用**

本年は、労組法第18条に基づく労働協約の拡張適用の申立てはなかった。